

○農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

〔内閣委員長、鶴長友義君、委員長席に着く〕
○委員長（鶴長友義君） これより内閣委員会、地方行政委員会、文教委員会、農林水産委員会連合審査会を開会いたします。

長が連合審査会の会議を主宰いたします。
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

質疑のあなたは順次御発言願います。

○野田哲君 ます。社会保障制度の前提となる経済社会情勢について総理の御見解をお伺いいたしたいと思います。

まず、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」の中で、「我が国の社会保障は、昭和三十六年に

国民皆保険、国民皆年金が実現して以後、昭和四十年代に大幅な改善が図られてきた結果、欧米諸国

と比較してほぼ遜色のない水準に達している。」
こういうふうに記述されているわけであります。
今の日本の社会保障制度について政府がこういいう
認識を持っておられるとすれば、私は大変問題が
あるんじゃないかというふうに思うわけでありま
す。総理は、日本の年金制度の水準について、歐
米諸国と比較して本当に遜色のない水準であると
いうふうにお考えになつておられるのか、一体ど
の程度の水準にあると考えておられるのか、まず
総理のこれに対する御見解を伺いたいと思いま
す。

○国務大臣(中曾根康弘君) 昭和三十年代、四十年代に続く高度成長等の結果、日本も富がかなり進んでまいりました。そういうような考えもあり、福祉を充実させる必要があるという与野党の一致した意見もありまして、社会保障制度の充実は国会を挙げて努力をしてきたと思います。たしか昭和四十九年でございましたか、福祉元年といふことも言われたと記憶しておりますが、大体その前後において欧米水準並みには一応達していると、そういうように承知いたしております。

○野田哲君 この比較論をここでやると際限がないわけでありますから、これは今の總理の御見解を、そういう見解であるということを承つて、また機会を見て議論の場を考えたいと思うわけであります。が、日本の年金水準が欧米諸国と同水準である、こういう点については問題があるんじやないか、こういう点だけを私は意見として述べておきたいと思うんです。

出された「展望と指針」の中の見直し報告の中で、はこの点について、雇用と年金開始との連携を考えると、こういうふうに述べているわけでありますし、そうしてさらに高齢者の雇用の確保、これを考えてみると、こういうふうに指摘しているわけであります。が、これらの点について總理は、年金制度全体を考えていく場合に、どのような見識を持ちでございましょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 経済審議会の中間報告については御指摘のような内容がございます。政府といたしましては、長寿社会の到来を迎えて、活力ある社会を維持していく上で、六十五歳程度までの高年齢者の雇用、就業の場の確保は早急に対処すべき重要な国民的課題であると思つております。このために六十歳定年を基盤として、六十五歳程度まで雇用、就業の場の確保が図られるようになりますために、高年齢者の雇用、就業対策に関する総合的な法律案を次期通常国会に提出

することになると思います。そういう点から政府として、この「拡大均衡の下での新しい成長」、その具体策として述べている「内需中心の持続的成長」、このことについて、具体的な施策についてどのようにお考えになつてゐるのか。何かきのう総理がこの経済審議会へ出席されての発言、新聞に報道されている限りでは金利問題を発言された、こういうふうに報道されておりますが、内需拡大ということになれば、G.N.P.の六割を占める個人消費の拡大、具体的には賃金あるいは社会保障制度の充実、こういうことが非常に重要な政策課題のファクターになつてくると思うんですが、総理はどうお考えでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昨日いただきました経済審議会の中間報告はおむね妥当なものでありますと私、考えまして、これを検討の上実施してまいりたい、そう思っております。特にこれから日本の経済の指針として拡大均衡下の新しい成長、そ

昨日、経済審議会が報告を出されて、結論もその席へ同席されておられたようになりますが、きのう出された「展望と指針」の見直しの報告の中で、この中に「長寿社会の到来に対応した経済社会システムの構築」、こういう項目があるわけであります。この中で、六十歳の定年を基礎に、六十五歳まで就業機会を確保することによって、雇用と年金政策との連携を積極的に進めること、それから被用者年金の支給開始年齢の引き上げについては、定年制など高齢者雇用の動向などを踏まえた長期的な視点に立って総合的な検討を進めていく必要がある、こういうふうに述べているわけであります。しかし、現実の年金制度、今審議している共済年金の改革案についても、ここに述べられているような形にはなっていないわけであります。六十歳の定年、公務員の場合にはそうなつてゐるわけでありますけれども、民間がすべてそういう状態にあるとは言いがたい、かなりまだほど遠い状態にあるわけであります。そういう状態の中で、年金の支給開始は六十五歳から。五年間のここに空白期間があるわけであります。きのうの会議でも、長寿社会に対応する社会保障制度の充実につきましては、来年六月ぐらいまでに答申を得まして政策を充実させていきたいと、そう考えておる次第でございます。

○野田哲君 同じく昨日の報告書で「むすび」として、「拡大均衡の下での新しい成長」、この達成を八〇年代後半の基本的政策課題として位置づけていると思います。この報告書の副題も「拡大均衡の下での新しい成長」、こういう表題をつけているわけであります。そして「拡大均衡の下での新しい成長」とは「内需中心の持続的成長であること」、このことを強調して、そのための中期的な対策として、「GNPの約六割を占める個人消費の拡大を図るため、技術革新など経済発展の成果を賃金と労働時間短縮に適切に分配すること等を通じる可処分所得や自由時間の適度な増加、物価の安定等を図る」、こういうふうになつて、このよ

することになると思います。そういう点から政政府として、この「拡大均衡の下での新しい成長」、その具体策として述べている「内需中心の持続的成長」、このことについて、具体的な施策についてどのようにお考えになっているのか。何かさきのう総理がこの経済審議会へ出席されての発言、新聞に報道されている限りでは金利問題を発言された、こういうふうに報道されしておりますが、内需拡大ということになれば、G.N.P.の六割を占める個人消費の拡大、具体的には賃金あるいは社会保障制度の充実、こういうことが非常に重要な政策課題のファクターになつてくると思ふんですが、総理はどうお考えでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昨日いただきました経済審議会の中間報告はおおむね妥当なものであると私、考えまして、これを検討の上実施してまいりたい、そう思っております。特にこれかららの経済の指針として拡大均衡下の新しい成長、そういう表題の路線を示しましたことは同感しておりますところでございます。

拡大均衡に持つていただくために、現在の国際経済摩擦等の状況を考えてみると、何としても内需振興は必要であり、あるいはさらに日本の社会資本の未開拓の部分も相当ござりますから、そういう部面を我々は強化するという必要もこれあり、両々相まって内需を中心とする拡大均衡へ向けて積極的に努力していくべき、そう考えておるわけであります。

しかし、一面において、我々は今財政改革あるいは行政改革を実施でございまして、この財政改革あるいは臨調答申の基本線の上に立つてこれをを行うということも申し上げました。そういう観点からいたしまして、やる方法にはある程度の制限が加えられます。その一つとしていわゆる総需要刺激政策の政策は行わない、こういうことも申したのでござります。個別的にプロジェクトごとにこれを拡大均衡に活用していく、特に民活あるいは民間の蓄積、そういうようなものを思い切つて活用する方法を編み出しまして、そして民需、

民活といふものを活発に動かしていきたい、それを考えておるわけでござります。

もとより政府といたしましては、あの中にありまする雇用問題あるいは賃金問題、あるいは休賃の問題等々についても慎重な関心を払いいつつ、これを適切に推進していくということも大事であると思ひます。消費関係というものが需要の相当大なるを占め、約六割近くを占めているということを考えると、実質賃金を確保して、そして消費を刺激するということも経済政策の一環として考るべきポイントでもあると思ひます。

策、こういう点での可処分所得の抑制に通ずるような政策はなぜひととんでもないようだ。そのことが年金制度の今後にも大きく影響をもたらすことになるわけでありますから、その点を特に私は要望しておきたいと思います。

りまして、そういう意味においてこの約束を履行するということは国家としても責任がある、そういう基礎的の枠組みを変えることは適当でないと、そう考えております。

しい抑制措置を受けているわけです。それから文官で恩給と共済年金制度両方の制度にまたがつての既裁定年金者がいるわけであります。そういう人たちも共済年金を受ける権利を持つていては恩給を受ける権利があるのです。こういう人たちには、特に国鉄を退職した人たちの場合、まさか国鉄だけが他の公務員共済年金の人たちと差別化をされて扱われるということを想定してやめた人は一人もないと思うんです。こういう人たちには、共済年金を受ける権利はないというふうに考えておられるんでしょうか。恩給受給者には恩給を受ける権利があつて、共済年金の受給者、国鉄の職員など退職した人は共済年金を受ける権利はない、こういうふうにお考えなんでしょうか。

また一面におきまして、今のような状況のもとで内需を起こすという面を考えますと、何としても金利の問題というものが大事でございます。しかし、日本が一方的に金利を下げるということは、せっかく今安定しつつある円・ドル関係を攢乱させる要因もござります。そういう意味において、アメリカやヨーロッパがこの間G 5で国際金利融通体制について合意をやって、その政治的決定のもとに思い切った措置を講じたのが功を奏しまして、思い切った変化が起きました。それと同じように、金利の問題につきましてもそういう協調融通行動を先進各国がとるという時期が来ていると、私はそう思います。日本だけやつたんでは、また日本の外貨が流出するということもありますから、アメリカも日本もヨーロッパも一、二、三でやれば、そうすれば内需の振興にもなります。

しかし、この行政改革について臨調答申は単に年金制度の一元化だけを言つてゐるのではなくて、年金制度の改革に関連して、先ほども総理か

一番最初のは債務を持つておる南米やあるいはアジアやその他の国々でござります。そういう意味からいたしまして、この間のG5の次に我々がやるべき国際的協調行動というものは金利問題といったものがあると思っておるのであります。その点を強調した次第なのでござります。

国務大臣（中曾根康弘著） 恩給制度といつては年金制度と本質的に性格を異にしているものがあると私は考へております。恩給制度は主として

いい、こういう意味でもぜひこの提言にある点を妥当として受けとめて推進するということでありますから、賃金の抑制策とか社会保障の抑制

「クルノ権利」とたしか法律に書いてあったたと思います。これは自分もお金を出してそして退職後は恩給を受けるという形で国家が約束したことであ

うに考えておる次第であります。

○野田哲君 そうすると行政改革について、恩給制度についても公的年金制度とのバランスを考慮された見直しもあわせて検討するよう提起されただけですが、これは恩給制度については専門家の方々の意見を聞きながら、手をつけないと、こういうふうなお考えだと受けとめていいんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたように、基本的性格の違うものでござりますから、したがつて、我々はこの基本的枠組みという

ものは堅持して國としての責任は果たしていくかなければならない、そう思つております。しかし、今申し上げましたように、年金制度と類似した点も多少なきにしもあらずで、そういう点についても検討していくと、そういうことでござります。

黒田哲郎 恩給制度と年金との問題についてまではまた後ほど具体的に私も問題提起して見解を伺いたいと思うんですが、今總理は、恩給制度に

は恩給を受ける権利があるんだと、こういうふうに述べておられるわけです。国鉄を退職した人々も、同じ公務員共済年金制度のものでも非常に厳

○野田哲君 後ほどまた具体的に今の總理の答弁に関連した問題については私も伺いたいと思いま
すが、具体的なこれから年金制度の内容の問題に

入っていきたいと思うんですね。公的年金の一元化計画、政府は昭和七十年を由途とした公的年金の一元化を言っているわけでありますけれども、この公的年金一元化ということの内容が明確になっていないんじゃないかと思うんです。制度的な枠組みとして今度の共済年金四法案によって共済年金に基礎年金を導入した、その上に報酬比例制度ができてこれも厚年と同じような形になった、その上に職域年金、こういう形になるわけですが、こういう形の制度ができるところによつてこれまで大筋一元化の道筋は終わつたと、いうふうに理解していいわけですね。どうでしょか。

○国務大臣(増田博之君) お答えいたします。

今回の改正で基礎年金を導入することによりまして、その部分につきましては一元化ができたと考えてよろしいかと思います。なお、いわゆる一階建てと称しております報酬比例部分につきましては、給付と負担の面で適正化を行つておるわけでございます。これによつてある程度の大筋の方向性というものは決まつてきたよう思いますけれども、まだなおかつ制度間にいろいろな差異がござりますので、給付と負担の公平、制度の安定等々勘案しながらこれから政府部内でいろいろ議論を詰めていかなければならぬというふうに考

○野田哲君 そのことについて大蔵大臣にお伺いしたいんです。今四つの共済年金制度があるわけですが、この四つの共済年金制度は、今厚生大臣がお答えになつたような形で大筋年金制度としての基礎年金、それから二階建て、三階建て、こういう形で年金の性格によつて制度をそろえた、そしてそのもとでの共済年金制度というのはこれからも存続をしていく、そういう中で制度調整をやっていくんだと、こういうことで理解しておいていいんですか。

閣議決定以前ではございましたが、国家公務員等共済組合、すなわち国鉄共済の統合の際を仮に第一弾といたしまして、そして厚年、國年の改正、本当は閣議決定から言いますとこの方が第一弾と言えるかもしれません、そして今度は共済に基盤年金制度を導入した。したがつて給付の面から見るとほぼ一元化の方に向に來た。したがつて将来、今度の問題は七十年に向かつての負担の面といふことに特に注意を払わなきやならぬ。そうすると今御指摘がありましたように制度間調整というようなもののが出てまいります。本当は一元化というのが、あるいは統合とか一体化とかいう言葉で、あつたとすれば、何となく一元化というものの姿が描けるような気がいたしますが、今言つております「一元化」ということの概念を念頭に置いて見ますと、何分においても共済年金制度にはそれぞれの歴史、沿革がございますので、現時点であえて申し上げるといったならば、國家公務員等共済年金制度というのは存続せざるを得ないではないか。こんなところが現在の私の御答弁を申し上げる土台ではないかなというふうに考えております。

○野田哲君 共済年金制度というのは公務員制度の一環として存在しております。そしてその一つの特徴としては、使用者側といいますか管理者側といいますか、それから職員側といいますか労働者側、この両方が参加した自主運営という性格を持っていますから、こういう自主的な運営の性格を持つていて、年金制度の運営上の性格というものについては、これからもこの制度を生かして尊重していくように考えてよろしくどうぞ

○国務大臣(竹下登君) これは運営については、組合員等の生活の安定と福祉の向上に寄与するともに、職務の能率的運営に資することを目的とする相互救済組織として設けられたものでござりますので、したがつてその運営については、組合員を構成員とします運営審議会の意見を聞きながらこの制度を生かして尊重していくように考えてよろしくどうぞ

○野田哲君 共済年金制度というのは公務員制度の一環として存在しております。そしてその一つの特徴としては、使用者側といいますか管理者側といいますか、それから職員側といいますか労働者側、この両方が参加した自主運営という性格を持つておられますから、こういう自主的な運営の性格を持つておる年金制度の運営上の性格というものについては、これからもこの制度を生かして尊重していくように考えてよろしくどうぞ

○野田哲君 この共済年金の掛金負担の問題でありますけれども、これは今言われているよう勞使が参加した自主的な運営の中でそれぞれの共済組合が経営努力を行い、國家公務員共済制度、それからN.T.T.、それから前のたばこ専売、これによる国鉄共済への財政調整を行つてきているわけありますし、また地方公務員共済では、八十九の単位共済が財政安定のために財政調整などを行い努力をしているわけであります。こうしたことを見て勘案して、一律に厚生年金の保険料率に合わせていく、こういうやり方ではなくて、各共済組合の運営の自主性というものを負担の面でもできる限り最大限に尊重していくべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) これは一元化という言葉から来ますイメージのごとく、可能な限り似た形に持つていきたいということはまずは言えることであろうと思いますが、何分にも今日まで参りました歴史的経過等から見ますと、今御指摘のありました自主性の尊重というのは、今日までも尊重してきたおりますが、今後も尊重していくべきものであろうといふふうに考えております。

○野田哲君 総理に各省庁にまたがる問題について伺いたいわけです。御出席の各大臣全部お考えを伺いたいんですが、時間の関係もありますので省略をいたし、もし総理の答弁いかんによつては個々にお伺いしたいと思うんです。

行政改革の一括法案、これは総理が非常に強く進められたわけですね。あのときには、済年金についても公的負担分が四分の一カットされているわけです。現在までの累積額を午前中の内閣委員会で大蔵大臣から伺いますと、厚年について九千四百七十億、船員保険六十七億、国公共済三百七十六億、地公共済二百七十二億、私共共済が七十六億、農業団体共済が二百一十七億、合計で兆四

○國務大臣(竹下登君) これは一元化という言葉から来ますイメージのごとく、可能な限り似た形に持つていいきたいということはまずは言えることであろうと思いますが、何分にも今日まで参りました歴史的経過等から見ると、今御指摘のありました自主性の尊重というのは、今日までも尊重してきておりますが、今後も尊重していくべきものであろうというふうに考えております。

○野田哲君 総理に各省庁にまたがる問題について伺いたいわけです。御出席の各大臣全部お考えを伺いたいんですが、時間の関係もありますので省略をいたし、もし総理の答弁いかんによつては個々にお伺いしたいと思うんです。

行政改革の一括法案、これは総理が非常に強く進みられた、けです。あのときこ一賛手金につ

百九十九億、こういう累積額になつてゐるわけであります。これは元金、利息とも合わせて返還することになつてゐるわけであります。が、大蔵大臣に伺いますと、まだこれはめどが立つてない、いつどういう形で返還できるかよくわからない、不明だ、できるだけ早くというような抽象的な答弁であったわけです。厚生大臣も出席をされてお答えになつていたわけですが、どうも厚生大臣は余り積極的に返せ、返せと言つておられないような感じがするわけであります。しかし、これはそれぞれの共済組合員が掛けた金であつて、各省の関係の大臣はそれを管理する立場にあるだけであつて、これは債権者の立場ではないわけですから、行政上の監督者としてもつと厳しく返還を求める態度を持つてもらわなければいけないんじゃないか、こういうふうに考へるわけです。

総理、こういう借金の仕方、いつ返すかわかりませんよ、一兆円を超える金をいつ返すかわかりませんよ、というような借金の仕方というのは、これは国家といいますか大蔵省だから言えることであって、これは金を借りる立場からいえばいかがなものかと、こういうふうに思ひます。総理としてはこれをどうなさるのが一番いいとお考えになつておられますか。

けですね。余った金をどうぞ使ってくださいといふような性格のものではないと思うんで、普通ならばこれは耳をそろえて早くということなんですが、なかなか国家財政が厳しいからそう右から左にはいかないにしても、計画ぐらは示さなければいけないんじゃないか、こういうふうに思うんですが、重ねてどうお考えでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたような情勢で国家財政が火の車で、年末になると借金返済に国民の皆さん的一部も苦しむようになつて、政府も今野田さんに追つ立てられて弁解これ努めているという姿で、まことに申しわけない状態でございますが、ともかく財政を早く整えまして、そしてお返しする時期ができるだけ早く繰り上げるように努力していきたいと申し上げる次第でございます。

○野田哲君 国鉄の問題について伺いたいと思います。

衆議院の審議を通じて、国鉄共済問題につきまして、

国鉄共済年金については、財政調整五カ年計画の終わる昭和六十四年度までは政府として、国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ国鉄の自助努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払いに支障のないようになります。

以上につきましては、昭和六十一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入ることといたします。

なお、昭和六十五年度以降分につきましては、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置いたします。

こういう見解を述べられているわけでありますのは、その後速やかに対策を講じ、支払いの維持ができます。そこには、何か各階層といいますか、関係者、学識経験者あるいはいろんな関係者も含めた参加を求めた言ひなれば審議会といふような検討の場を設けることを考えておられるのかどうか。これはいかがでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) この国鉄共済問題につきましては、これは責任を持つて検討できる場を考

えていくという基本的な考え方でございます。

○野田哲君 大蔵大臣、その責任を持って検討されておる意見、そして連合審査の場ではなく、内閣委員会等で出した意見等を踏まえながら、ただ閣僚協議会だけでやつていくことはできぬじやなかろうかと、こういう感じがいたしますので、そういうのをかれこれ勘案した適切な場、今のところ抽象的に言えば、適切な場以上の適切な場はないど、こういうことではないかと思ひます。

○野田哲君 よくわかりませんがね。閣僚協い員会といふような場ではありますから、その内輪の場でなくて、私は国鉄関係についてのできるだけ英知が結集できるような場を考えてもらいたいと思うんです。解体しようというときだけ再建監理委員会といふような場ではなくて、いろんな学識経験者やが、国鉄共済年金もまさに解体寸前のよくな状態にあるわけですから、これをあとどうするか、こういうことについては閣僚協といふような内輪の場ではなくて、いろんな学識経験者や国鉄関係のいろんな労働組合やあるいは退職者の協議といいますか、団体もあるわけでありますから、そういうところも含めた場といふものをぜひ検討していただきたいものだと、こういうふうに思つてゐるわけですが、重ねて伺います。

○國務大臣(竹下登君) 国鉄監理委員会におきましても国鉄の点において触れられておりますけれども、確かに私はあの際も感じましたのは、共済といふことになるとまた特別な関係者、それから国鉄の退職者が他の共済年金の受給者に比べると非常な不利益を受けているわけであります。しかし、この不利益といふのは、別に長い間国鉄で苦労してこられた人に責任があるからこういう不利益が出てゐるわけではないわけであります。特に国鉄の共済年金を受けている人たち、それこそ当時の国策によつて満鉄とか鮮鉄とか、こういふ海外に輸送業務で派遣されていた人たち、こう

し、したがつて、今どういう委員会構成のものをつくりますというところまでもとより来ておるわ

けではございませんけれども、今の御主張のようないい意見を体してそれこそ適切な場をつくらうと、こう考えております。

つまり、こういう状態になつてゐるのは国鉄が受け入れて、あの日本列島全体が荒廃している中の輸送業務の復興に携わってきた人たちだと思ひます。

○野田哲君 大蔵大臣、結論を出さなければならぬ問題が二つあるわけですね。一つは、当面する問題について六十一年度中に結論を得る、この課題がある。もう一つは、六十五年度以降について一体どうするのか。これについても、速やかな対策を講じ、支払いの維持ができるよう措置をいたしますと、こうなつてゐるわけです。六十五年度以降の速やかな対策を講じるのは、これは一体どういう場でお考へになるんでしょうか。これも割にもう近いことですから伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) まずは六十一年度中の答えを出して、そしてそれによって六十四年度までの一応対応がついたといいたします。そうするとその推移を見ながら、それまで検討した適切な場の延長線上に置くべきものか、あるいはイーフアン掛けた——この言葉は取り消します。もう一度回り角度を広げたものにするかといふのは、その段階で検討すべき問題ではないかなと思っております。

○野田哲君 そこで、当面の問題とそのイーフアン掛けた後の問題も、問題は国鉄共済年金の問題。議論していくこそ基本的な哲学といいますか、哲学といふわけでもないが、基本的な認識として、国鉄共済年金が支払いの非常に不自由な状態になつてゐること、このことについて現にそれで国鉄の退職者が他の共済年金の受給者に比べると非常な不利益を受けているわけであります。

これらを国家の政策として雇用の対策として国鉄が受け入れて、あの日本列島全体が荒廃している中の輸送業務の復興に携わってきた人たちだと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 国鉄退職者の皆さん、非常にその層の厚いところ、私や野田さんと同年齢者がその辺に入つておると思つております。したがつて、そういう同年代意識からくる気持ちでは決してございませんけれども、今おっしゃつたとおり、まさに戦後大きな雇用の場を提供し、そして、いつも言う話でござりますけれども、あごひもをきちんと締めて軍手をきつとはめまして、デッキに力強くそして体で乗客を押し込んで、あの日本の経済復興の大動脈を支えられた方々ばかりであります。いつも涙が出るほど感謝をいたしております。しかも昭和三十八年までは国鉄は赤字でございません。三十九年から赤字でござります。ただ、モータリゼーションの差等によっておるところでございます。

国鉄が今のような状態になつた。これはあるいは経済社会情勢の変化の中でやむを得なかつたことではなかろうかと、こういう感じは私もいつも持つておるところでございます。

したがつて、これに対応する措置といたしましても、まずは国共済の統合によつてこれが一時的救われております。それこそ、私は当時審議会

の懇談会等にも出ておりましたが、まさに労働者

す。

解を承つておきたいと思うんです。

まえて十分検討を行つてまいりたいと考えております。

の懇談会等にも出ておりましたが、まさに労働者連帯とはここにありという感じを強く持ちました。したがって、それには感謝しながらも、その後いろんな話を聞いておりますと、率直に申しますと、他共済に比べて年金水準が一割程度低くなるまでのスライドを行わないということは、これは御理解をいただきなければならないではなかろうか。そして国鉄共済の財政負担を増すだけではなく、財政援助のために別途に特別の費用負担を行つておる他組合の理解と納得を得るというのは、大体あのときの審議会の労働者連帯というのがおむね限界ではなかつたかと、こんな感じがいたしますので、我慢してくださいと申し上げておるところであります。

○國務大臣(竹下登君) いろいろ歴史的経過もございますが、基本的には年金一元化の方向に沿つて今まで歩んできて、厚生年金水準は確保するということを基本的に踏まえて対応をしなきゃならないというふうに思つております。

○鶴山篤君 簡単に物理的に言いますと、一〇〇%格差をいつまで適用するかということによりましては、厚生年金の給付水準を下回るものも可能性として出てくるわけです。ですから大蔵大臣、その点を十分に考えて、政治的な決断が必要になろう、こういうふうに指摘をしておきたいんですねが、再度その点について考え方を明らかにしてもらいたい。

解を承つておきたいと思うんです。
○國務大臣(中曾根康弘君)　国鉄の年金受給者の皆様方の中に、ともかくそれの方々からお考へになれば不平等な扱いを受けてると言われるような政策であることは我々も理解ができる。こういう政策はとりたくないと思っておるのでございます。しかしながら今の諸般の情勢を考えてみましてとにかくを得ざる措置として御理解をいただき、ともかくこの年金制度というものは中期的にも安定的に維持できるようにしていく、それが一番大事なことでございますから、その場合といえども、今大蔵大臣が御答弁申し上げましたように、厚生年金水準は維持すると、こういう水準だけは申し上げておるのでございまして、我々としては

まえて十分検討を行つてまいりたいと考えておりますけれども、水準そのものにつきましては、保険料負担とのバランスをござりますし、また国民の生活水準その他の諸事情も勘案しなければなりませんし、関係審議会等の意見も承りながらやらなくてはなりませんので、次の財政再計算期に見直しを図ることいたしたいというふうに考えております。

○野田哲君 厚生大臣、その見直しの手続、手順についてはどういうふうな手続を経ておやりになりますか。

○国務大臣（増岡博之君） まず私どもの部内でいろいろ議論いたしましたものを関係審議会に持ち込みまして、その御意見も承りながらやつてまいります。

大蔵大臣、今野田議員からも経緯が述べられます。した。十分労働者連帯については理解をしますが、ただ、今回法律が改正になりますと、マイナスの部分で言いますと一〇%格差の問題は当分の間続くわけですね。それから制度的に言うと職域年金三階建てがしばらくの間適用にならない。み

味は私も十分理解ができます。が、財政調整委員会では私は検討されるものであろうというふうに考えております。その際、今のような御議論が出てくるであろうことも私もおよそ予測の中に入れております。

○野田哲君 国鉄問題の最後に総理の見解を承ります。

○野田哲君 厚生年金水準を維持するということをおっしゃっているわけですが、それぞれの企業についても、厚生年金水準といわゆる職域加算、企業年金、こういうものがあるわけあります。国鉄の退職者の場合は、厚生年金に相当する一

○野田哲君 この基礎年金の水準ですけれども、少なくとも基礎年金の水準というのは生活保護の基準よりは下回らない。こういう形で定額支給というものを考えるべきじゃないかと思うんですが、この点はどうですか。

○国務大臣(増岡博之君) 私どもの基礎年金の水

らない。そういう問題点が片方に当分の間続くわけです。それからもう一つは、掛金負担の面において現在は千分の百一でありまして、これが将来どうなるかわかりません。千分の百二というのは、それぞれの共済組合、厚生年金に比べて最高の負担がありました。マイナスの部分においても負担の部分においてもはや限界であると思うんです。そうなりますと、これから退職するであろう人についての勤労意欲にも重大な影響を及ぼすわけです。したがって、一〇%の格差をいつから八〇%にするというような議論もあるでしょけれども、まとめて国鉄共済年金の給付について何らかの工夫をしなければ、これは国鉄の経営全体がうまくいかないというふうに思うわけです。したがって、これはあくまでも政策的な、政治的な判断になる問題だらう。以上の点から、大蔵大臣の考え方を明らかにしておいてもらいたいと思いま

お聞きのようなことで、国鉄の退職者は現に他の共済年金制度の受給者に比較して非常な不遇を受けているわけです。差別的な待遇を受けているわけあります。しかしこの人たちに国鉄赤字の責任はないわけであります。国鉄が黒字の時代に退職した人が今は同じような犠牲を受けているわけであります。これは大蔵大臣も述べられたように、モータリゼーションとかいろんな交通政策全體の政策の影響を受けた赤字だと思うわけです。そういう点から、これからとりあえずの六十一年度に結論を得る当面の措置を検討するにしても、六十五年度以降の問題を検討するにしても、そのところの基本的な認識を持つてもらわなければまた受給者に重ねての負担をしわ寄せしていくことになるんじゃないかな、こういう懸念を持つわけであります。そういう点で総理としても国鉄問題をこれからどうするかということについての御見

いう扱いを受けているわけでありますから、厚生年金水準は維持するといつても、民間や他の共済年金の水準にははるかに及ばない非常な不当な扱いを受けているんだということをぜひ念頭を持つてもらいたいと、こういうふうに思うわけです。次の問題に入りたいと思うんです。

まず厚生大臣に伺いたいと思いますが、基礎年金の見直しについてどう考えているかということでありまして、基礎年金の水準それから費用負担率のあり方等については、国民年金法の附則に基づいて再検討することになつてきていますが、これはいつころまでにやる予定になつていて、わけですか。

○國務大臣(増岡博之君) 基礎年金の水準につきましては、国会でいろいろ御議論がございました結果、国会修正により附則に規定が設けられたところでございますので、今後その御議論の趣旨を踏

いませんで、したがつて国民の最低限度の生活を保障するという制度ではございません。基礎年金は、老後の生活の基本的な部分を保障するという立場から、高齢者の現実の生計費等を総合的に勘案して定めたわけでございますので、必ずしも本標準が生活保護の基準を上回るべきものとは考えておりません次第でございます。

○野田哲君　その考え方はちょっと問題を感じるんです。

基礎年金への国庫負担について伺いたいわけですが、基礎年金への三分の一国庫負担については、本来これは全額国庫負担とすべきではないのか。当面、少なくとも現行の公的負担率まで引き上げて国庫負担の増額を図るべきではないかと想ふんですが、これはいかがでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君)　基礎年金の国庫負担につきましては、負担の公平を期するという意味から、今までしては、負担の公平を期するという意味から、

ら基礎年金に集中をいたしたわけでございましたて、その際国民年金と同じ三分の一といたしましたけでございますが、これを今後国庫負担をふやすということにつきましては、極めて厳しい財政状況のもとでございますので困難と言わざるを得ない。

なお、国庫負担をふやすということは、これまで我が国においてやつてきました社会保険方式の基本を変えることでもございますのでなかなか困難であるうかというふうに考えております。

○野田哲君 厚生大臣を一生懸命に応援しているつもりなんだけれども、ちっともかみ合わないですね。

別の問題ですが、無年金者の解消策については何か具体的に考えておられるわけですか。

○政府委員(長尾立子君) お答えを申し上げます。

今回の国民年金法の改正の中で、制度的な無年金者の解消のための改正が行われております。制度的な無年金になります可能性があります状況と申しますのは、一つは外国に行かれたということによりまして、本来必要とされます資格期間の一部が在外であるために期間として算入されないというケースでございますが、今回の改正によりまして、在外の場合にも国民年金に任意加入することができるという改正が行われまして、この部分の解消の対策がとられております。

もう一つは、現役でおられたときに、または六十歳前で納められましたときに、または六十歳から六十歳までの間に任意加入をされましてこの期間を満たすということも今回の制度の改正の中で実施をいたしております。

この二つの方法によりまして相当程度無年金者問題といふのは解決されたのではないかと思いますが、それでも年金制度の加入手続をとつておられない、またとつておられてても保険料を滞納される、これは国民年金の被保険者の方でございますけれども、そういうたヶ子が考えられるわけでござります。

ございます。

年金制度への加入手続をとつておられないという方につきましては、市町村におきまして国民健康保険の被保険者台帳、住民基本台帳等から未加入であると思われる者の名簿を作成いたしまして、これらの方々に文書(電話等)によりまして適用促進を図っております。また一般的には新聞雑誌等の広報活動を実施いたしております。

また、滞納による無年金者の発生の問題でございますが、これは被保険者ができるだけ保険料を納めやすいような環境づくりという意味で毎月納付、それから口座振替の推進といったような方法を講ずるよういたしたいと思っております。

○野田哲君 今、大体推定としてどのくらい無年金者がいるという予測をしているわけですか。

○政府委員(長尾立子君) 厚生行政基礎調査によりますと、六十五歳以上の人口のうち御自分の名義で年金を受けておられないという方が七・七%程度というふうに推計されております。

○野田哲君 人数でどのくらいになるんですか。

○政府委員(長尾立子君) 一千万人程度でござりますから、そのうちの七・七ということです。

○野田哲君 七十万。

総理にもう一回冒頭の方で議論いたしました恩給の問題について重ねて伺いたいと思うんです。

昭和五十九年七月二十五日、行革審が「当面の行政改革推進方策に関する意見」、こういうのを出されておりますね。この中に「共済年金制度について公的年金制度の一元化を目指した改革案を早急に作成するとともに、つまり今回の措置ですね、今回の措置を「作成するとともに、恩給制度について公的年金制度改正とのバランスを考慮しな必要な見直しを行なう」と、こういう意見が出されているわけですが、この意見については今のところ、そうすると先ほどの総理の答弁では具体的な措置については考えていない、こういうこと

○國務大臣(中曾根康弘君) 恩給に対する基本的な考え方、年金に関する基本的な考え方、その差についてお答えください。

思ひますが、公務員の負担の問題であります。よく傾聴して記憶にとどめておきたいと思います。

○野田哲君 最後に大蔵大臣に向っておきたいとおもいますが、公務員の負担の問題であります。大蔵省の資料を見ると、現行制度でいけばこの掛

いては申し上げたところでございます。さりながら、恩給の体系の中にも年金的な類似の性格的要素もなきにしもあらずの部分もあるから、その点は検討してみよう、そういう形で検討の用意があるということでございます。

○野田哲君 まあ、それ以上の具体的なことを總理に聞くのもいかがかと思いますが、ぜひ認識をしておいていただきたいと思いますのは、私は恩給を下げるさいということを言っているんじやないんです。共済年金との間にアンバランスが生じますよ。特に、公務員は前の文官の恩給の時代と共に年金の期間の両方にまたがった人たちがいるわけです。恩給期間だけの人は今までと同じよう形で上がっていく。そして恩給期間と共済年金期間にまたがった人たちについてはそこでセーブがかかる。こういうことになると、そこにアンバランスが生じますよ。だから、そういうアンバランスの措置はよくないんじゃないですか、何とか考へるべき課題ではないでしょうか、こういうふうに申し上げておりますので、その点で誤解がないように認識をしておいていただきたい。

特に午前中大蔵大臣にも申し上げたわけですが、私は今度の年金制度ではワーストツーがある。ワーストツーの一つは既裁定者のスライドの停止、それからもう一つは国公共共済の算定基礎がワーストツーだ、こういうふうに申し上げているわけであります。特にこの既裁定者の年金のスライド停止、これは私も大変重要な問題だというふうに考へておりますので、ぜひこれは総理としてもそういうことで今後恩給の問題の検討に当たっては、そういう立場から私は申し上げているのだとうことをぜひ念頭に置いていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○國務大臣(竹下登君) 結論から申しますと、いわゆる国民負担率というものを念頭に考へるべき問題ではなからうか。そうしますと、従来の臨調答申等にもございますように、この問題についてはヨーロッパをかなり下回る、こういう水準といふことになりましよう。その当時の臨調の答申の出たときから見ても、また四〇%ぐらいヨーロッパは統じて上がっております。したがって、それこそ適当な水準は那辺にあるか、こういうことになりますと、国会の問答等を通じながら国民のコンセンサスはおよそこの辺で得られるなということを見定めていかなければならぬ。四〇%を念頭において議論をなさる人もございますし、あるいは四〇%弱のところで議論をなさる人もございます、四五%で議論をなさる人もございます、あるいは五〇%弱で議論をなさる人もございますが、それこそ一番重要な問題でございますので、国民のコンセンサスは那辺に得られるかということで計算しますと、いろんな計算がございますが、仮に将来支給開始年齢を六十五歳に引き上げることと仮定

金は、一番ピークの時点では現在の四倍になるというふうになつていています。今度の改革案によつてもピーク時で現在の三倍になる、

改訂によってもピーク時で現在の三倍になる、

こういうふうな推計になつていています。改訂によっても負担の限界というものがあると思うのですが、これからの賃金の上昇率にもよるわけでありますけれども、負担の限界といつものがあると思うのです。一体、負担と言えば、共済年金の掛金の問題だけではなくて税負担もあるし、その他義務的な負担があるわけでありますけれども、今度の公務員の給与水準の中での負担の限界とその中の掛金率というものはほどの程度に考へていけばいいのか、何か見解があれば伺つておきたいと思いま

す。

以上で時間がまいりましたので終わりたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 結論から申しますと、いわゆる国民負担率というものを念頭に考へるべき問題ではなからうか。そうしますと、従来の臨調答申等にもございますように、この問題についてはヨーロッパをかなり下回る、こういう水準といふことになりましよう。その当時の臨調の答申の出たときから見ても、また四〇%ぐらいヨーロッパは統じて上がっております。したがって、それこそ適当な水準は那辺にあるか、こういうことになりますと、国会の問答等を通じながら国民のコンセンサスはおよそこの辺で得られるなということを見定めていかなければならぬ。四〇%を念頭において議論をなさる人もございますし、あるいは四〇%弱のところで議論をなさる人もございます、四五%で議論をなさる人もございます、あるいは五〇%弱で議論をなさる人もございますが、それこそ一番重要な問題でございますので、国民のコンセンサスは那辺に得られるかということで計算しますと、いろんな計算がございますが、仮に将来支給開始年齢を六十五歳に引き上げることと仮定

私学に働いていたつやる教職員の給与は昔は低かったが、私学助成が始まってからどんどん充実してきて現在では国立学校の教職員に追いついてきたというようなこと等からすれば、国共済と同じ方式をとった方が実際上私学関係者にプラスであるう、それに私学関係者からも強い要望があるたということで、現在御提案を申し上げているような方式を採用したわけであります。しかし御指摘のように一部、六万人という数字を挙げられましたが、それに近い者たちが厚生年金方式よりも低くなるという点の指摘がござります。これは同じ私学共済の中でも別々の算定方式をとるのは公正の点からいかがなものであるかと言う者もございますが、しかし御指摘の点につきましては理解できません。しかし、この点につきましては御議論を踏まえ、また現在与野党問でいろんな協議がなされているというふうに漏れ承っておりますので、その合意が成立いたしましたならば、その合意に私は従う所存でございます。

○中西珠子君 私学共済は非常に独自の歴史を持つて、そして特殊な性格も持つていいわけでございますが、職域年金部分につきましては、そういった独特の歴史、性格というものを勘案して、もう少し自由裁量を許す、自由設計をさせててもよいのではないかと思うのですが、それが不可能であるとすれば、もう少し緩和して、例えば組合員期間が二十五年以上でないと共済年金の職域加算部分がフルに千分の一・五支給はされない、二十五年末満の場合は二分の一にするというふうな点はもう少し緩和して二十年以上というふうなことに準ずる措置の方が現実的であるし妥当であるとできないものでしようか。

○國務大臣(松永光君) 私学すなわち学校法人は、大きなものは大学から小さいのは幼稚園までござしまして種々雑多でござります。その種々雑多な私学について職域年金部分を考えるわけでありますから、御提案申し上げているような国共済

いうふうに考えるわけであります。
なお、職域年金部分の給付をする期間の計算の問題でございますが、二十五年といふことでお願ひをし、「二十五年未満のものにつきましては半額になる」ということでございますが、「二十五年にせずに二十年にしてあげたらどうだ」という御所論でござりますけれども、この点も与野党間でいろいろ協議がなされているというふうに承つておりますので、与野党間の合意が成立をいたしましたならば、その合意を我々は尊重し、従う考え方でござります。

○中西珠子君 私学共済は非常に独自の歴史を持つて、そして特殊な性格も持っているわけですが、ざいますが、職域年金部分につきましては、そういった独特の歴史、性格というものを勘案して、もう少し自由裁量を許す、自由設計をさせてもよいのではないかと思うのですが、それが不可能であるとすれば、もう少し緩和して、例えば組合員期間が二十五年以上でないと共に済年金の職域加算部分がフルに千分の一・五支給はされない、二十五

○國務大臣(中曾根康弘君) 文部大臣と同様に考
えております。

○中西珠子君 どうもありがとうございました。

○中野明君 まず、今回の国家公務員共済組合法等四法案につきまして基礎年金が導入されるとい
ます。

○國務大臣(松永光君) 先生の御指摘はごもっと
もと思いますので、先生の御指摘を十分体しまし
て私学の発展に尽くしてまいりたいと考えております。

うことにつきましては、我が党としてもかねがね主張してきたところでございます。世論も大勢はそうだろうと思っておりますが、しかし国民年金法の改正のときに導入されました基礎年金そのものについては、国民がひとしく保障される基礎年金導入の基本理念に十分沿うものではないという

ことで、私ども非常にその欠陥を指摘してきたところでござります。
そこで、きょうは総理も御出席でございますので、まず、今回の公的年金制度の改革についての閣議決定で、六十一年度以降においては、「給付と負担の両面において制度間調整を進める。これらの中の進展に對応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」このように閣議決定されているわけでございます。大臣も先ほど少しそのことを述べておられましたが、当然閣議決定をしたわけですから、それぞれの大臣も七十年を目指して公的年金制度全体の一元化をするという決定に参画された以上、大体どういう格好になるのかな、こういうことをそれをれば胸にお持ちだらうと思うんですが、きょうは総理に、この閣議決定の責任者でござりますので、七十年には大体公的年金制度全体の一元化というのはどういう姿というものを総理としてお考えになつておられるか、最初にお伺いいたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) 公的年金制度の一元化の問題は、たしか昨年一月の閣議で決定したと思っております。さきの国民年金、厚生年金保険の改正及び現在御審議いただいている年金制度の改定を踏まえて六十一年度以降さらに制度間調整を進めるとしておりますが、その具体的な内容や手順については今後政府部内で検討するところであります。公的年金の将来についてどういう形で一元化するかというめどにつきましても、同じようく政府においてこれから慎重に検討するところであります。いずれにせよ、公的年金制度全体について長期的安定と給付と負担の公平性を確保して、整合性のとれた発展を図ることが基本と考えております。

たって給付の水準も下がるし掛金はふえる、そういうことで非常に今までよりは不利な状態になつてゐる。その上に将来の見通しがないといふところに不安があるんじやないかというような心配があつて議論がどの委員会でも出でてゐるんじゃないのか、そういうふうに思います。いずれにしても、これは長期に安定させる上からぜひ早い機会に結論を出していただきて、そして理解と協力を得ていかなければならぬ問題だらうと思ひます。

そこで、次の問題は、今回のこの共済四法案の改正というのは共済制度創設以来の大改革だと恩賜です。ところが、政府が一元化という大方針をもつて措置されているわけなんですが、地方共済の中では警察職員と公立学校の教職員の共済、これがまだ連合体に入つていないわけです。これは今回を入れてチャンスが二回あつたわけです。政府は一元化とおっしゃつてあるんですが、そういう二回のチャンスにも、聞くところによりますと、

たって給付の水準も下がるし掛金はふえる、そういうことで非常に今までよりは不利な状態になつてゐる。その上に将来の見通しがないということになると、常に不安があるんじやないかというような心配があつて議論がどの委員会でも出しているんじやないか、そういうふうに思います。いずれにしても、これは長期に安定させる上からぜひ早い機会に結論を出していただきて、そして理解と協力を得ていかなければならぬ問題だらうと思ひます。

そこで、次の問題は、今回のこの共済四法案の改正というのは共済制度創設以来の大改革だと思います。ところが、政府が一元化という大方針を

期に安定した年金制度ということになりますと、財布を一つにした方が一番長期に安定するんじやないか、このようにも考えるわけですが、いろいろ言われるところによりますと、六十五年をめどに共済グループは一本化した方がいいんじゃないかと、そういう説もあるやに聞いてるんですが、この辺はどうお考えになつていますか。

警察は大分準備ができるようですが、公立の教職員共済がまだ十分説得ができるないというようなことなんですが、この二回のチャンスに外れ、一本化という大方針の中でもうしてそんなに説得ができないんだろうかということなんですが、文部大臣、説明していただけますか。

○國務大臣(松永光君) 先生御指摘のように公立学校共済が連合会に入っていないのでありますけれども、連合会の設置というものが公的年金制度の一元化ということで設置されたものでありますから、公立学校共済も連合会に加入する必要があると考えております。しかし公立学校共済は百三十万人もおるといふこともございまして、公立学校共済関係者の合意形成がまだできていない、段階的に合意形成を積み上げにやらねわけあります、私どもいたしましては、さらに公的年金制度の一元化という方向で進んでおるわけでありますので、精力的に関係者に説得し協議をして、そして連合会加入に向けて一層の努力をしていきたいというふうに考えておるところでござります。

○中野明君 総理、お聞きのとおりでして、一元化という政府の大方針に対して、過去二回、今回を入れて二回チャンスがあつたわけなんですが、それがまだ説得できないということは、政府の一元化という大方針の取り組みについて本当にそのつもりでやつてあるんだろかという一抹の不安といいますか、あいまいさを感じるんですが、一日も早くこれは今大臣が答えたような方向に総理からも督撃をしていただきたいなと、こう思っております。

その次の問題なんですが、国鉄の余剰人員という問題があります。余剰人員ということは、先日も新聞の社説で私も見ました、が、今働いている人たち、一生懸命国鉄で骨を埋めようと思った人たちに余剰人員という呼び方はどうも、というような異論もあるようですが、現在既にその言葉が言はならされておりままでの私も余剰人員という言葉を使いますが、当初私どもがいろいろ聞いてお

ったところでは、国家公務員一万、それから地方公共団体で一万、二万が限界だらうというようなことを聞いておつたんです。先日の閣議では余剰人員を三万人公的部門に受け入れることを決定されているわけですが、この二万というふうにいろいろ伝えられておつたのが三万になつたことの何か裏付け、根拠があつてそうなさつのか、それともただ多い方がいいだらうということでなさつたのか、その辺は総理、どういう裏付けを持つておられるんですか。

○政府委員(平井清君) 国家公務員を初めとしまず公的部門への受け入れということにつきましては、国鉄の改革の一つの大きな問題といたしましてまず国を初めとする公的部門への受け入れを固定してまいらねばならないということで鋭意検討をしてまいつたところでございますが、先生のお尋ねのようないろいろ検討はございましたけれども、今現段階におきましては、新しい国鉄の改革の新経営体の要員計画を初めといたしましてまだ未確定の部分が非常にたくさんござります。現段階におきましては三万人を一つの目標といたしまして政府が一丸となって頑張ろうということで閣議決定後の官房長官の談話の形で政府の決意を明らかにいたしたところでございます。

○中野明君 何か余り根拠がないような感じはす

るわけですが、いすれにしましても、きょう私共済に来るわけですね。あるいは民間の会社にも行くでしょう。そのときに、要するに人間だけ来て積立金も一緒に来てくれないと受け入れの方の共済が困るわけなんです。ところが、先ほど来議論が出ておりますように、国鉄共済はどうしようもないような状況になつておる、こういうふうに共済が困るわけなんですね。ただ人間だけ来たんじゃ受け入れる方も困るわけでして、その辺はどういう見通しを持っておられますか。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、いわば余剰人員といふこと

も申しますが、その方たちが一挙にどんどん行くとしたら国鉄の積立金自身がそれは不足いたしまします。今考えておりますのは、いずれ積立金の移しがえは行ななければならぬ。そこで具体的にどの程度実際必要になつてくるのか、それを見定めながら移換する。その時期を今度はどうするかといふことになりますと、理論的にはその移籍された瞬間に積立金を持つていかれるというのと、そこを将来おやめになつて給付がそれから生じてくる、そのときに持つていくか。これはいざれにいたしましても検討課題であつて、移換しなきゃならないことだけは事実でございますが、したがつて国鉄改革の関連で全体的な形でこれは検討していこうということをございますので、これは国家公務員の場合も、地方公務員の場合も同じでござります。

○中野明君 相手方に負担がかからないようなそういう措置を責任を持ってやつてもらいたい、これは特に要望しております。

時間が制限されておりますので、最後に総理にお尋ねをいたします。

年金の一元化と定年制についてはこれはもう車の両輪だと思います。ところが、受給開始年齢六十五歳という観点から見ますと、今日まで労使の努力と行政指導等もあって六〇%ぐらいまで六十歳定期制が整備されているというふうに私ども聞いておりますが、しかし年金一元化ということになって、七十年までに、先ほども話がりますように、きちんととしていこうということになる。そうなりますと六十五歳で年金がもらえる、定年は六十。この五年間ですね。やめてから、退職共済年金ですね、退職共済年金だからやめたらすぐもらえるようになるのが理想的の姿であるんですが、これは制度として非常に矛盾があると思うんですね。総理として、将来、今すぐにというわけにはなかなか大変だと思いますけれども、将来にわたって、これは定年制の延長ということになるんですけど、それとも年金開始を定年に合わせるという

申しますが、その辺の総理の基本的なお考えを示し

ていただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) サラリーマンに支給される年金は今回の改正法においても六十歳支給とつておるところであります。今後高齢化社会を展望するとき、雇用と年金の連携を図ることは御指摘のとおり極めて重要であると考えております。この点については今後とも関係当局間で十分協議を進めてまいります。実際問題としてインターネットができるということは、退職者にしてみると仕事がほしい、そういう意味で仕事を優先すると思うんです。しかし仕事のない方も出てくる。その問題を御指摘だらうと思いまして、この点については今後とも関係当局間で研究を進めましてできるだけ仕事を保障するよう在我としても努力してみたい。しかし、それでも職のないという方のインターネットをどうするか、こういう問題については御指摘の点についてよく検討を加えていきたいと思っております。

○太田淳夫君 せつから総理が御出席をされまし

たので、最初に総理にちょっとお尋ねをしたいんです。

サミットを前にしまして、あと残る主要国はカナダ。このカナダを訪問される予定が一月と聞いておりましたけれども、日程は決定されておるんです。なぜ新聞やテレビにああいうのが出たのか不思議に思つておるところであります。

○太田淳夫君 まだ決めてないということをございますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) まだ決めておりません。なぜ新聞やテレビにああいうのが出たのか不明なことですけれども、しかし一月というともう来月になりますし、相手国のいろんな事情等もあるんでございますから、もう陰では決まっているんじゃないですか。国会が終わった途端にほんと発表されるようなことはないでしょね。

○國務大臣(中曾根康弘君) なかなか仕事も山積していますし、政局も微妙なところでもありますから、様子をじっと見ていくというのが現状であります。

○太田淳夫君 それから政府税制調査会が十七日

ますけれども、それを見ますと、総理の施政方針にありましたと思ひますが、大幅な所得税減税は見送られてしまつたということをごぞいます。その他いろんな内需拡大に必要な点が先送りされいるんじゃないかと思うのです。これは六十二年以降予定をされている大型間接税導入と所得税減税の抱き合せを次の税制改正でもぐるんでいる。この言わざるを得ないわけですが、ことじに続きます来年度の所得税減税ということは、今内需拡大が迫られております。そういう実情を無視することでは私は納得ができないです。その他いろいろなことが年金審議の中までまいりましたが、国民の皆様方の生活そのものも実質的な増税とか、あるいは社会保険料の増額であるとか、あるいは所得の伸び悩みで、これからますます来年はつらい生活を送らざるを得なくなつてくるんじやないかと思うのです。私たちの党も、国民生活を守るために内需拡大を図るために二兆円の減税ということを政府に申し入れをしておりますけれども、総理としてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 思い切った減税を行

しておきましたけれども、総理としてはどのようにお考えになりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 思い切った減税を着実につくついていただき、また政府としてもつくついておきます。この間の政府税調の答申は、六十一年度予算に関する部分の答申でありますけれども、前から申し上げておりますように、シャウブ税制以来の税の不公平やがみを是正し、重税感から国民の皆様をお教しするということは政治の大変な仕事に今なつておる、そういう意味で六十一年度予算に行いたい。そういう意味で六十一年度予算に関する税調の仕事が終わったら政府税調は引き続いて抜本改正、抜本的減税に向かつて作業を開始する予定でございまして、そして来年の春ころまでにまず減税に関する所見を聞きたい、そう思つておるところであります。

○太田淳夫君 もう一点、法案と離れてお聞きしたいんです。

総理はきのうの経済審議会総会で特に発言をされたおりますけれども、この点について日銀総裁は、慎重な対処が必要である、このように述べられています。総理が日米協調で金利を下げる時期と判断した理由と、それを行つたとき今までせっかく努力し実現されてしまったドル高是正の政策が崩れることになりはしないか、こういう心配をするんですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 日米欧協調して一齊にえいとやればそういう心配はなくなるわけですが、格差が出てくると今のような乱調が出てくるわけであります。先般G5によりまして、先進国の大蔵大臣、我が国では竹下大蔵大臣の主導によりましてああいうような為替問題に関する画期的措置がある程度成功したはずであります。

次の課題は何かと考えてみますと、一つには、各國ともみんな内需振興をやらなきやならぬといふときであり、かつまた南米やそのほかの債務国との債務問題といふものが国際的に大問題であります。これを解決する一番早い方法は金利を下げて、これを解消する一一番早い方法は金利を下げてあげることであります。そういう点も考えまして、国際的協調の仕事として我々はこれを大きな課題として次に受け取つて進めていきたい。そう思つておるんです。

日銀総裁は現場屋でありますとして実務者でもありますから、それをすぐやれというような話とはもちろんとつていいと思いますが、立場も違うとは思ひます。しかし両方が、あるいは三極が一緒に行つておるんではないと思ひますが、立場も違うと

○太田淳夫君 議論は後にしまして、一面から考えますと、総理はしばしば解散権というものは総理の専権である、こうおっしゃっていますね、きつたけれども金利だけそのまま高いといふのは、金利も一種の物の値段であると、そう考へて物価が下がれば金利も下がるべきである、これは筋ではないかと思うんです。

○太田淳夫君 議論は後にしまして、一面から考えますと、総理はしばしば解散権というものは総理の専権である、こうおっしゃっていますね、きつたけれども金利だけそのまま高いといふのは、金利も一種の物の値段であると、そう考へて物価が下がれば金利も下がるべきである、これは筋ではないかと思うんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 議論は後にしまして、一面から考えますと、総理はしばしば解散権というものは総理の専権である、こうおっしゃっていますね、きつたけれども金利だけそのまま高いといふのは、金利も一種の物の値段であると、そう考へて物価が下がれば金利も下がるべきである、これは筋ではないかと思うんです。

○太田淳夫君 議論は後にしまして、一面から考えますと、総理はしばしば解散権というものは総理の専権である、こうおっしゃっていますね、きつたけれども金利だけそのまま高いといふのは、金利も一種の物の値段であると、そう考へて物価が下がれば金利も下がるべきである、これは筋ではないかと思うんです。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは国会の場で官房長官が正式に御答弁申し上げましたように、六十一年度の仕事、六十五年度以降の仕事、そういう問題についてはつきり政府としての考え方を申し上げているとおりでございます。六十五年度以降の問題につきましては、非常に総合的に、また四年に至るまでの経過等も踏まえまして検討する必要もありますので、今詳細に内容まで申し上げるという、そこまでは至つていいわけであります。

○太田淳夫君 ですから、そこはだんだんあいまいになつてくる点でございます。申し上げましたように審議する機関としてはどのような機関がつかられるか検討されると思いますが、一元化に対するいろんな問題が国鉄救済の問題に絡んできているのじやないかと思うのですね、実情申し上げますと。ですから、この問題については国鉄共済

を救済するのだというような気持ちだけじゃなく

て、全年金をどのように一元化するかというズケジュー
ルの中には組み込まれてくるのですから、これは六十四年度までの問題もやるけれども、同時にスタートして六十五年度以降についても当然政府としても強く進めるべきじやない

いか。もう一度答弁いただきたいと思います。
○国務大臣（中曾根康弘君）七十年に一元化を目

○国にでし
担率には分す
あります
ありつては

す。
——ハ、お君や平金関係のことはどう、う
標として進むという方針は決まっておるわけを
ります。その線に向かって前進する考え方でおりま

重症を負つておる者と一緒に行くのはいやだといふ声がなきにしもあらずであります。我々は連帯とか協調とかという面もぜひお考えをお願いいたいとも考えておりますが、さまざまの声もあるわけであります。そういう方々の声もまたよく聞く必要があります。そういう意味におきまして、よく慎重に検討してまいりたいと申し上げておるのであります。

声がいろいろあるからこそ、それだけにまたいろいろなスケジュールを進める上において障壁が多いんじゃないのかと思うんです。ですから、早くスタートを切らなければそのあなたの osskir ようなスケジュールまでに間に合わなくなってしまふところが起きるんじゃないか、これが私の申し上げたいところです。

次に、国民の負担率の問題についてお聞きいたします。

今回の一連の年金改革を見ますと、将来における保険料率あるいは掛金率というものは急上昇することになつてゐるんじやないかと思うんですが、このほか医療など社会保障費あるいは租税負担を合わせますと、国民所得に対する国民の負担といふのは相当なものになつてくると思うんです。そこで将来の社会保障負担と租税負担を合わせた国民負担率の見通しをどのように政府としては考へ、またその限界ラインをどの辺に置いているん

率等に将来負担増が出てくるのじゃないか、こういう心配をするんですが、その点最後に御回答をいただきたいと思います。

なさった方も、あるいは現に働いておられる方にもないということは明らかだと思うんです。そういう点で私は国の責任というのが非常に大きいのではないかと思いますが、総理はどういうように

○国務大臣(中曾根康弘君) 時代の流れと申しますが、お考えですか。

すが、栄枯盛衰は世の流れと申しますか。オリンピックの昭和三十九年までは黒字を生んでおった

んですけれども、その後モータリセーションが急速に進んだりして、クロネコヤマトというのまで出てくる。これで国鉄はとても太刀打ちできなくな

いような情勢も出てきた。そういう時の流れもあつたと思います。

○神谷信之助君 だから、時の流れであつて政府の責任はない、感じておられない、そういうこと

○國務大臣(中曾根康弘君) そういう時の流れに
ですか。

対応する処置を適切にやれなかつたというのに国鉄の責任もあるし、政府の監督責任もあると思ひます。

○神谷信之助君　まず戦中戦後の国鉄職員の大量採用、これはまさに中国大陸への侵略政策といふ。

ますか、その結果といいますか、その必要に迫ま
られて行わられたものでしよう。まさにその当時の

政府の責任というものは非常に大きいものがある
でしょう。

それから対応が国鉄は不十分だというのは、国鉄が自由に独自に判断してできる問題ではなし

に、政府の承認なしには何一つできない国鉄の状況だったでしょう。この点でも政府の責任は大き

○國務大臣(中曾根康弘君) 戦争が終わって帰つ
いんじやありませんか。

てきて、各省が収容したというのは国鉄だけではなくて、専売でも同じであり、あるいは各省庁でも

似たようなものがあるわけであります。しかし国鉄はかなり数が多くたという点もあるようと思

します。しかいろいろ総合的に考えてみると、国鉄の責めに帰すべきものもあり、帰すべか

られるものもある、そういうふうに考えられま

す。

○神谷信之助君 国鉄の責めに帰すべきものもあり、帰すべきでないものもあると。政府の方はどうなんですかと聞いているんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 政府側は監督責任もありますし、運賃値上げがなかなか通らなかつたという政治力の薄弱であつたという点もありま
す。

○神谷信之助君　だから、そういう点で私は政府の責任が大きい、と思うんです。ところが、先ほどからも同僚議員から出しておりますように、制服を着、そしてあごひもをかけ、軍手をつけて、特に戦争中に、大蔵大臣がさつき言つて、いた話ですね。私もそのことを知っていますけれども、まさに戦争中は準軍隊、軍隊に準ずるようなそういう任務に敢然とつくというような、そういう苦労をしてきた人が、今逆にその人自身に責任はないのに年金がカットされる、あるいは現職の組合員が特別の負担をさせられる。これがずっと今広がってきて、いるわけでしょう。それに対して一体政府の方はどういうような措置をなさってきたのか、

どういうふうにお考えですか。
○國務大臣(竹下登君) それこそ藤波内閣官房長官から統一見解をお示しましたように、それは社会保険制度でござりますから、自助努力、その自効努力の中には資産処分等も含まれるであります。そして政府支出、すなわち一般会計から支出ということを、それは国民連帯とすれば当然あり得ることでございますが、それはそれなりの正当性が国会の場等でも十分御認識いただけるような形のものでないといかぬ。それらを総合してこれから支障がないよう少なくとも対応していくという考え方であります。

○神谷信之助君 社会保険制度というふうにおっしゃるんですけども、社会保険の方式は取り入れてやっていますよ。しかし公的年金制度というものは本来そういうものじゃないんじやないのかと、いうふうに私は思うんですよ。公的年金制度とい

うのは、労働者の労働力の喪失とか、あるいは減退という事態が起こる、例えば障害とか事故に遭うとか、あるいは高齢になる、老齢化する、そういう事態になつた場合に、およそ一人たりとも最低生活以下の状態に放置をされはいけない、そういう崇高な社会正義の理念に基づく国家責任による公的年金制度というそういう側面と、それからもう一つは、従来の生活水準が、そういう事故になり何なりによつて急激に後退するということではなくしに、だれも従来の生活を維持したいという人間の本質的な願望というものがあり、これにこたえるという側面。こういう二つの側面から公的年金制度として国家が管掌する年金制度といふものを法制化してつくつてあるわけでしょう。こういうふうに思ふんですけども、この辺の整理の見解はいかがですか。

○國務大臣（中曾根康弘君）物的待遇の問題といふものはでざる。だけ現状は維持してあげる。これが為政者としての、我々としての努力目標でなければならぬ。そういうような考えに立つて努力してまいりたいと思います。

○神谷信之助君 だから、今までの生活水準というのを維持したいという欲望、望願、これにこたえるといふの側面はわかりますよ。私の言つてるのは、もう一つ、そういう事故に遭つた場合といいますか、老齢あるいは高齢になりその労働力が十分に機能できない状態になつた場合、それを少なくとも最低生活以下にしてはならぬといふ、そういう国家の責任といいますか、崇高な社会正義といいますか、それに基づく国家の責任、こうい

○神谷信之助君　総理は、さつきの国鉄共済の問題でもそうですが、政府の責任なり國の責任といふの趣旨に沿って、そのラインに乗るようになります。ただ、一方につきましても、政府としては、それはいろいろな社会的な仕組みがござりますから、その仕組みの趣旨に沿って、そのラインに乗るようになります。ただ、ただ努力していくということは正しいと思います。

うのをできるだけはつきり、きっぱりと言うのを避けよう避けようと思われるんですね。きっぱり思えば言うほど金を持たなきやいかぬという気になつているのか知らぬけれども、そういう感じがしますよ。しかし私は、この考え方というのは大事な公的年金制度についての理念だというよう思つてゐるんです。したがつて我が党は、この問題について最低保障年金制度というものの確立を提案しておられます。これは六十歳以上のすべての国民に月額五万円を保障して、夫婦で十万円、単身者は七万円。その財源は国と企業とで負担する。その上に厚生年金とか国民年金とか共済年金を上積みをする。その水準はそれまでの賃金の七割以上を保障する。それからその財源は労使が三対七の負担でそれをやつていく。こういうことを提案しておるわけです。ところが、今回、厚年、国民年金の前の改悪に統いて、今度行われる共済年金の改悪というものを見ますと、まさに昭和九十年で厚生年金、国民年金合わせて国庫負担は二兆三千億円減る、四共済では三千三百億円減る、合計約二兆六千三百億円減るということになりますよ。だから、政府のおやりになつてゐる公的年金制度のやり方というものは、今度の改革というのは、まさに国の負担、国庫負担をどうやって減らすか、それに基づいてつくられているといふものであつて、だから、政治は本来国民生活の安定を基本にして進めなきやならぬというこの根本理念からいつても私は外れている提案だとうよう思つんですが、その点はどういうようにお考えですか、総理。

避けよう避けようとされるんですね。きっぱりと言えば言うほど金を持たなきやいかぬという気になつているのか知らぬけれども、そういう感じがしますよ。しかし私は、この考え方というのは大事な公的年金制度についての理念だというよう位に思つうんです。したがつて我が党は、この問題について最低保障年金制度というもの確立を提案しております。これは六十歳以上のすべての国民に月額五万円を保障して、夫婦で十万円、単身者は七万円。その財源は国と企業とで負担する。その上に厚生年金とか国民年金とか共済年金を上積みをする。その水準はそれまでの賃金の七割以上を保障する。それからその財源は労使が三対七の負担でそれをやっていく。こういうことを提案しておるわけです。ところが、今回、厚年、国民年金の前の改悪に統いて、今度行われる共済年金の改悪といふものを見ますと、まさに昭和九十年で厚生年金、国民年金合わせて國庫負担は二兆三千億円減る、四共済では三千三百億円減る、合計約二兆六千三百億円減るということになりますよ。

だから、政府のおやりになつてゐる公的年金制度のやり方と/orいうもの、今度の改革といふのは、まさに國の負担、國庫負担をどうやつて減らすか、それに基づいてつくられてゐるといふものであつて、だから、政治は本来國民生活の安定を基本上にして進めなきゃならぬといふこの根本理念からいっても私は外れている提案だというふうに思うんですが、その点はどういうふうにお考えですか、總理。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は政府委員から答弁していただきたいと思いますが、それは年金体系全般を考えまして、もしこのまま推移していく場合には、これは負担金も相当大きくなりますし、国家の財政負担というのも大きくなる。その場合の負担に国民の皆さんが耐えられるであろうか。そういう考慮もし、また制度自体の安定性、長期持続性というものを考えて、そして一面においては負担増もできるだけ抑制する。そ

のかわりに自分の力も多少は負担を引き受け、その分かからずり今度は給付の方もそれほど大きくぐっと伸びる。ということはないが、モドレートなもので我慢していくだく。そういうような全般を考えて、まあこれが大体公平な線だな、そして長く続けてやれるものだなというラインを考えてやった妥当な線であると考えております。

○神谷信之助君 これは今まで委員会でも私も明らかにしてきたんですけども、結局、共済の場合は、公的負担が今言つたように昭和九十年には三千三百億円減る、それを減らすためには、逆に今の給付水準を維持したら、労使折半ですかねら労働者の負担が耐えられなくなる、だから給付金をダウンさせる。だから、今まで年金をもらえるし来年またスライドで上がるだらうと思っている人はストップになるわけでしょう、既裁判者はオーバーしている人は全部ストップになる。平均三年、長い人で五年ぐらいストップになると、こういう状態が起るわけだ。しかしその公的負担はさらにふやし、それから労使の負担を半々いやつになしに——もう既に民間ではぐつと変わってきて

○國務大臣（中曾根康弘君）　新聞でごらんのよう
に、社会保障制度の本質であつたいわゆるビリ
担をふやす、こういうことになれば何も負担に耐
えられないという状態は起こらない。だから競争
力といううように私は思いますよ。いかがですか。
（中曾根康弘君）　将来、負担と給付の適正化とおっ
しゃるけれども、給付の現状を仮に維持したとし
ても、労使の負担の割合を考えるあるいは公的負
担をふやす、こういうことになれば何も負担に耐
えられないという状態は起こらない。だから競争
力といううように私は思いますよ。いかがですか。
（中曾根康弘君）　私がこの問題を議論するう
ちに、主張をいたしましたが、これが実現され
たのが今回の改憲だということになる、全体として
言いますとね、将来、負担と給付の適正化とおっ
しゃるけれども、給付の現状を仮に維持したとし
ても、労使の負担の割合を考えるあるいは公的負
担をふやす、こうしたことになれば何も負担に耐
えられないという状態は起こらない。だから競争
力といううように私は思いますよ。いかがですか。

Digitized by srujanika@gmail.com

ジの社会保障制度を戦後長期的につくった英國においてすらも、御存じのように給付の削減という方向に力が最近入つておりまして今までやつてきた制度の相当大きな改革をやっておるわけであります。名だたる英國においてすらしかりであります。日本の場合、財政の状況がこういう状況であり、しかも長期的な安定を持続的にやっていきたい面から、大体公平で、この程度ならば皆さんが我慢、納得していただけという公平を一番考えたラインを中心案がつくられているのであります。日本が極楽淨土であるならば好きなことが言えると思いますけれども、現にこういう財政状況で政治をやり、社会が動いているといふその仕組みというものを考えてみると、それは何でも企業に負担させる、国家に負担させると言つていればこんな気氛なことはありませんけれども、実際、じや現実の政治をつかさどつてみると、共産党の言うようなことは言つてはおれないであります。

ういう悪い例に見習うんじやなしに、そうではな
しに、我々がこれからどうやっていくかというこ
とを我々は提案している。極楽の世界を死んでか
ら我々夢見たってだめなんで、私は生きているう
ちにつくりたい、こう思っています。

○以上で時間が来ましたので終わります。

○井上計君 限られた時間でありますから、私の
意見を交えまして総理のます御所見を承りたい
と、かようになります。

政治の最終最大の目的は、平和で健康で、そ
して自由な、さらにより高度の福祉社会の実現に
あることは、今さら論ずるまでもありません。そ
のためには、政治の目的は、国のお安全保障、産業
経済の発展、財政基盤の安定、正しい教育の確
立、あるいは治安の確立、あるいは良好な環境の
保全、国民を災害から守る国土保全、そのほかに
もいろいろあるわけでありますけれども、それら
に向かって今後一層最善の努力を払うべきは、こ
れはもう当然であります。同時にまた言われ
ておりますような長寿社会が実現いたしまして、
はじめに一生懸命働いてきた方が第一線から勇退
した後の第二の人生、これをいかに豊かに過ごし
ていくか、これが高度社会実現の絶対的な必要
条件であろうと、このように考えます。

人生八十年時代になりました、六十歳あるいは
六十五歳で第一線の職場を終えた人たちの第二の
人生が、いわば老後社会、これが二十年あるいは
二十年以上に現在なっており、また今後その老後
社会がさらに延びるわけでありますから、これか
らの政治の最重要課題としては、長寿社会政策、
例えて言うと私はこのような表現をしたい、と思
いますが、これをもつと第一義的に最重要課題とし
て掲げていく必要があると、このように考えるわ
けであります。

国民のすべてが願望しておりますのは、老後の
幸せ、これを求めておるわけであります。老後の
幸せとは、私なりの考え方でありますけれども、他
人に迷惑をかけないような健全な心身、子供や孫
たちと遠慮なく生活できるような円満な家庭、年

をとつてはいても社会からまた必要だとされ
ております。さらに、それに加えて経済的基盤、以上四
つの条件を満たさなければ本当の老後の幸運はあ
り得ないと、こう考るわけであります。私は從
来から、健康、家庭、氣力、そうして經濟、これ
を四Kの条件と、こう言つておるわけであります
が、しかしこの条件を満たすということは容易な
ことではもちろんありません。本人の努力、ある
いは家族や職場、その他周囲の人たちの協力が絶
対必要ではありますけれども、しかしこれだけで
もまた実現が不可能であります。これらの条件
を満たし、整えるためには、さらに一層政治の持
つ役割といいますか、行政の責任、これらがさら
に重要ななつてまいります。またそれらに頼らな
ければこの実現は不可能だと、このように考えま
す。

そこで、それらの点を意見として申し上げまし
て、今後、政治のあり方あるいは政治の役割等に
ついて総理はどういうお考えになつておられま
すか、いわば総理の政治哲学とでも申しましよう
か、まずこれをひとつお伺いをいたしたいと、こ
う思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 民主主義社会を堅持
いたしまして、そして平和と福祉、生活のぬくみと
申しますか、喜びと申しますが、そういうものが
保障される。さらにもう一つ大事な点は、精神の
自由という問題があると思います。サハロフ博士
の例をつまでもなく、世界じゅうが人権と自由
という問題、精神の自由という問題については、
人の国のことでも心配しているという状況でもあ
ります。そういうようなことが満たされて、ああ
生きていてよかつたなど、晩年になつて御老人の
皆様方がそういう生きがいを感じるような社会を
形成していくというのが政治の目標ではないか。
もう一つは、そのときに生きていた、大事な仕
事は、何のために生きていたかということを考え
ると、人間が全知全能の能力を發揮して文化を形

成していくた子孫に残していくだというところでありまして、政治権力というものは文化に奉仕するものであるという面もまた考えております。**○井上計君** 総理の御所見を伺つて全く同感でありますし、また大いに意を強ういたしました。

そこで、老後の経済設計の中心でありますのが、先ほど申し上げましたように、四つの条件の重要な一つは何といつても経済的な基盤の確立であろう、こう思います。老後の経済設計の中でまたさらにその中心は何といつても公的年金であることは、これは当然であるわけであります。先般の通常国会で厚生年金あるいは国民年金法等々の改正が行われました。また現在審議しております各種の共済年金法の改正、これらは年金制度の元化へ向かつての一里塚、私はこのように理解しておるわけであります。

しかし同時にここで考えていかなくちゃいけないことは、現在厚生あるいは国民年金は厚生省の所管であります。國公、公営企業は大蔵省、地主は自治省、私学は文部省、農林漁業は農水省、さらには恩給については総理府というふうに所管がばらばらであります。ばらばらに分かれておりますから、従来はいろいろな意味での矛盾やあるいは年金制度一元化が早くから叫ばれておりましたけれどもなかなかこのような抜本改正に踏み切れない大きな障害になつておったんではなかろうか、こう考えます。従来、表面化しておった問題点のほかにも、今後一元化に向かつての新しい状況の中で多くのまた矛盾や問題点が発生するであろう、このように考えるわけであります。

したがつて、七十年の一元化を目指していくためにはどうしても必要なことは、現在所管がばらばらになつておりますところの各種の年金等々をこの際一本にしていくということをぜひ考えるべきではなかろうか、こう思うわけであります。現在、年金担当大臣がおられます。しかし年金担当大臣の立場は、失礼でありますけれども、連絡あるいは調整的な程度であろう、こう考えますから、これは所管を一ヵ所に集中していく、そし

てそういうような矛盾とかあるいは縦割り等々によつて起きた障害、そのようなもの等を排除していくことを今から考えていく必要があるわけであります。さらにその上に、年金問題のほかに加えて、先ほど総理もお答えいただきましたけれども、今後の長寿社会についてのあり方という高度な政策も含めたような、例えて言うと福祉年金省とでもいいますか、そのような省庁を設立して、従来ばらばらなそのような年金政策あるいは年金財政、あるいはまたそのような政策等々を一元化していく、こういう機構改革をすべきではないか、こう考えるわけであります。これは今まで言われておりますような財政、歳出を節約するための行政改革という形での機構改革という、後ろ向きといいますか、消極的なものでなくして、二十一世紀に向かって、あるいは五十年後、百年後の日本の方針を目指す積極的な前向きな機構改革としてこういうことを考えるべきである、こう考えますけれども、この点について総理はどのようにお考えであります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 井上さんのおっしゃ

ることは、行革をやっている折からスクラップ・アンド・ビルトでそういうことは考えなさい、スクラップ・アンド・ビルトを前提にしたお話をあらざりますれば、これは私たちも傾聴しなければならぬ御議論であると思います。これから大統合に向けて進む上についていろいろな問題が起きると思います。おっしゃるように、具体的にどういふうにこの大統合を内閣全体として適切に進めいくか、そのやり方についてはよく検討してみたいと思います。

○井上計君 もちろん私はスクラップ・アンド・

ビルト方式で考えるべきだということでありまし

た。現在の機構をそのままにして新しく屋上屋を重ねるようなそのようなものの設立ということじゃないわけでありますから、十分ひとつ政府として今後とも御検討をいただきたい、こう考えるわ

けであります。

そこで厚生大臣に伺います。今、私が総理に提

言し、総理のお答えをいただきましたけれども、このような年金の行政の一元化、年金財政の一元化、さらには長寿社会政策の一元化等々について、厚生大臣はどうお考えでありますか、お伺いいたしました。

○国務大臣(増岡博之君) 総理のお答えになつたとおりでございますけれども、今後の年金一つを取り上げてみましても、一元化をするということにつきましては、お考えのようなこともいろいろ頭に入れながらやつていかなくてはならないと思うわけでござります。何にしましても、この大事な社会保障の問題が有効に機能するようなそういう制度を考えいかなくてはならないというふうに思います。

○井上計君 厚生大臣、もう一問お伺いをいたし

ます。

先ほど来同僚議員からもいろいろと質問がありま

した。また委員会等におきましてもしばしば言

われておることであります、何といっても今度

の年金法の改正、また先般の厚生年金あるいは國

同時にまた新しい大きな不安を持っておることは確かなんですね。だから、自分が一生懸命働

いて、そうして保険料を払つて、本当にもらえる

としますれば、これは私たちも傾聴しなければ

ならない御議論であると思います。これから大統合

に向かって進む上についていろいろな問題が起きる

と思います。おっしゃるように、具体的にどうい

ううにこの大統合を内閣全体として適切に進め

ていくか、そのやり方についてはよく検討してみ

たいと思います。

○井上計君 もちろん私はスクラップ・アンド・

ビルト方式で考えるべきだということでありまし

た。現在の機構をそのままにして新しく屋上屋を

重ねるようなそのようなものの設立ということじ

やないわけでありますから、十分ひとつ政府とし

て今後とも御検討をいただきたい、こう考えるわ

けであります。

そこで厚生大臣に伺います。今、私が総理に提

はこれらの点について現状ではどうお考えであるのか、あるいはまたいつごろある程度のそのような具体的なスケジュールあるいは将来ビジョン等についての構想が発表できるのか、またしようとするお考えの方がいるのか、それらの点についてお伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のような年金の将来に対して不安があるということではいけませんので、今回の改正におきましても、給付と負担の適正化ということでもってその不安の解消を図るという考え方でおるわけでございます。したがいまして、今回行いました基礎年金の導入によりまして基礎年金部分では一元化ができたわけでございますし、また給付と負担の両面におきまして大方の方向性は出てきたというふうに思つたがいませぬ。ただし、給付と負担の両面におきましては一元化ができたわけでもございませんけれども、そういうお考えで今後とも御努力をいただきたい、こう考えますが、これについての御所見を承つて終わらうと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 円滑に大きな一元化ができますが、それは理想でございますから、自民党内閣としては相受け相続いでその線で努力しておられます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 円滑に大きな一元化ができますが、それは理想でございますから、自民

党内閣としては相受け相続いでその線で努力しておられます。

○喜屋武真榮君 私の総理への質問は三問ござい

ます。時間の関係がありますので、私は一括して

その三問尋ねます。それに漏れなく総理はお答

え願いたい。

まず、総理は、今国会の冒頭の所信表明の演説

の中で、「国民生活における安心、安全、安定の

確保こそ政府の責任であり、政治の原点である」と強調しておられます。しかし今回の四つの共済

年金制度の改正案を初めとする一連の年金制度の改革は社会保障制度の後退を招くものである。國

民の老後に不安、安心どころか不安を与えるものではありません。なぜならば、今回の改正は給付水準の引き下げを内容としておるということを思い

ますときには、一体どう結びつくものだろうかと思

われてなりません。一方、総理は防衛力の整備について他の施策との調和を図りつつ行うと言つ

ながら、実際に防衛予算のみを異常に突出させ

て福社予算を切り詰めておられる。このようなこ

とは総理の説かれる「豊かで、安心、安全、安

定が確保された国民生活の実現」に逆行するもの

ではないかと思われるのですが、総理の見解はいかがなものでしょうかというのが第一問であります。

次に、第二問は、総理は所信表明の中でこう述べておられます。「内外にわたる困難な時期に当たり、政治は、国民とともにあり、喜びも悲しみも分かち合い、ともに前進するものでなければならぬ」と思ひます。政治の第一の仕事は、国民共通の政策目的を確立することです。第二の仕事は、その目的実現のための方法や手段について、公正、民主的に、国民合意を形成することであります。」と述べておられる。このことは、まさに結構なことであると思うわけですが、ところが、一方では国家秘密にかかるスペイ行為等の防止に関する法律案のような国民の権利を不適に抑圧するおそれのある悪法の成立を図つておられる。これはさきの総理のお言葉に照らすときた、羊頭を掲げて狗肉を売るものであると言わざるを得ません。この法案には、在野の法律専門家の団体である日本弁護士連合会を始め、新聞協会などの言論機関や広く国民各界各層の反対の声が上がっておりますことは、重々御承知かと思います。そこで、総理が言われるよう、民主的な国民合意の形成が政治の仕事であるならば、悪法案でありますこの法案は当然廃棄とすべきではないでしょうかということが二問。

次に三つ目、最後にお伺いいたしたいことは、防衛予算の突出とことと関連して日米関係を見ると、政府は、日米安保は定着している、さらに長期的に安定させるためには沖縄における米軍基地は必要であると言つておられます。そこで問題は、生命、財産、人権侵害の不安と危険はもろに沖縄県民に犠牲と差別の形で吹きだまりつります。総理は喜びも悲しみも分かち合うと述べておられるが、この現状をどのように受けとめておられるのであるか、率直に御見解を求めて私の質問を終わります。

○國務大臣(中曾根康弘君) まず第一に、安心、安全、安定の国民生活の確保の問題でございますが、これにつきましては、政府は苦しい財政の中でもあらゆる努力をしまして、公平でしかも長期

的、持続的安定を目指した福祉制度の維持、改革をを目指して進んでおるところでございます。現在の情勢で見ましても、防衛費や社会福祉費の比率を見れば、六十年度当初予算等を見ますと、社会保障費は九兆五千七百億、文教科学費が四兆八千四百億、防衛費は三兆一千三百億、こういう状況であります。大体社会保障関係の約三分の一ぐらいが防衛費であります。この比率を見ますと、我が国の社会保障費に対する防衛費の比率といふものは非常に防衛費が低いのであります。そして一%の枠を守ろう、そういうことで懸命の努力をしておる。先進工業国においてこういう国はほかにはないであります。

そういうような状況もぜひ御認識いただきまして、日本の今後の政策自体が防衛に偏しているといふ考えは私はとらない。ほかの経費との調和を常に考えつつ行つておる。先般五カ年の防衛計画をつくるに際しましても、一%問題については、これは三木内閣の決定をできるだけ将来も守るように努力していくとともに敵対しておるところであります。そういうような世界の工業国家の中でアメリカに次いでGDPにおいて第二位、ソ連も追い越したというぐらいたる膨大な経済大国である日本の防衛費といふものを、予算あるいはGDPの比率において列国に比べてみれば著しくこれを低い水準にとどめている。このことも御認識願いたいと思うのであります。しかし社会福祉については、憲法の精神にかんがみまして今後とも持続的、積極的に努力していく、特に老人とか身体障害者とか難病の方々とか、そういう方々に対する手当ては十全を期して今後とも努力してまいりたいと思っておるところでございます。

それから秘密保護法の問題につきましては、本院におきましても言明いたしておりますように、私は秘密保護は必要である。日本ぐらいスペイ天国はないのだ、これをそのまま放置することは独立国家の平和、安全を維持するためにそれはとるところではない、したがって秘密保護は必要であると申し上げておるのです。しかし、我々が自

民党として提案しました案については、国会の中の御論議あるいは社会の御批判等も十分よく耳を傾けて拝聴いたしまして、そして我々はその上で適切な判断をして処理いたしたいと思う、検討もいたしますということを本院におきまして言明いたしておるのであります。私は、そういうような点からは今日の各党及び世論の情勢等を見まして現行の提案した案は抜本的にこれを再検討し直して、そして国会に御審議していただこうと、そういったふうに考え、党も大体そういう方向に動いておる。しかしどういふべきを我々は許してはならない、國家の秘密は適切に守らなければならない、このことははつきり申し上げなければならないのであります。

沖縄の問題につきましては、沖縄の民生の問題等については我々も常に配慮しておかなければならぬと思っております。振興法がございりますけれども、あの振興法の力によつてかなり回復して水準は上がつてきておりますが、本土と比べればまだ落差がございます。そういう点におきましては、我々は今後ともあらゆる面におきましてよく検討していかなければなりません。

また、基地の問題等につきまして若干の不祥事件が米軍との間に起きたこともよく知つております。そのたびごとに米軍に対しては我々も注意喚起をいたしておりますが、日米安全保障条約を有効に機能していくためにも、沖縄の皆様方ににはまことに恐縮でございますが、ぜひとも御理解をいただきまして御協力を今後ともいただきたいと思います。そのたびごとに米軍に対しては我々も注意喚起をいたしておりますが、日米安全保障条約を有効に機能していくためにも、沖縄の皆様方ににはまことに恐縮でございますが、ぜひとも御理解をいただきまして御協力を今後ともいただきたいと思いますが、沖縄の現地の御要望に対しましては、我々としても適切に対処して、米国側に話すべきは話し、直すべきは直してもらうように努力しておるつもりであります。

○委員長(鶴長友義君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこれにて終了いたします。

午後四時一分散会
これにて散会します。